

下農振第 676 号
令和6年 3月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下関市長 前田 晋太郎

市町村名 (市町村コード)	下関市 (35201)
地域名 (地域内農業集落名)	菊川保木地区 (上保木集落、下保木集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 1月31日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、2級河川木屋川の北東に広がる中山間部に位置している。

担い手としては、下保木地域では既存の営農組織が平成18年8月に特定農業団体へ移行、さらに平成24年10月に農事組合法人ほきの郷が設立され、上保木地域では平成26年12月に農事組合法人かんぽきが設立された。また、法人の担い手3経営体と個人の担い手3経営体もあり、高齢農家や後継者不在の農地を中心に農地を集積し、水稻、麦、大豆、飼料作物等の土地利用作物やキャベツ等の園芸作物を作付けするなど、複合的な営農を展開している。

しかしながら、今後農業者の高齢化がさらに進むため、新規就農者を確保・育成しつつ、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:54人(うち50歳代以下4人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)5経営体、農作業従業者68人

主な作物:水稻、麦、大豆、飼料作物、キャベツ

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の法人の担い手や個人の担い手を中心に農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るために、スマート農業の導入を進める。また、小麦・大豆・キャベツを中心とした農地の裏作利用や、収益性の高い酒米やWCS用稻の作付を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	125.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	125.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

ほ場整備は実施しているが、保水・排水機能が悪いほ場があり、生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の耕作条件改善などの基盤整備に取り組む。

老朽化している水路や農道の整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑨上保木集落で生産されたWCS用稲および飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

⑩新規・特産化作物の導入方針として、水稻、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高いキャベツやエビイモなどの園芸作物の生産に取り組む。